

受付番号票貼付欄

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号

フリガナ

1. 商 号

1. 本 店

1. 登記の事由 募集新株予約権の発行（又は新株予約権付社債の発行）

1. 登記すべき事項 別紙のとおり

1. 登録免許税 金 万円

1. 添付書類

取締役会議事録（株主総会議事録又は種類株主総会議事録）	通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	通
新株予約権又は新株予約権付社債の引受けの申込み又は会社法第244条第1項の契約を証する書面（又は総数引受契約を証する書面）	通
払込みがあったことを証する書面	通
総株主の同意書	1 通
委任状	1 通

上記のとおり登記の申請をします。

令和 年 月 日

申請人

代表取締役

連絡先の電話番号

法務局 支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



QRコード（二次元バーコード）付き書面申請による場合の別紙の例
（オンラインで申請する場合や登記すべき事項を電磁的記録媒体に記録して提出する場合の入力例も同様です。）

1 新株予約権を発行した場合（取得条項付新株予約権の登記）（注1）

「新株予約権の名称」

第〇回新株予約権

「新株予約権の数」

〇〇〇個

「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

普通株式 〇〇〇株

「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」

無償

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」（注2）

金〇〇〇円

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（本件新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcll} & \text{既発行} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} & \\ & + & \text{-----} & \\ \text{調整後} & \text{調整前} & \text{株式数} & \text{新規発行前の株価} \\ & = & \times & \text{-----} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} & \text{（注3）} \end{array}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、本件新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcll} \text{調整後} & \text{調整前} & & 1 \\ & = & \times & \text{-----} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} & & \text{株式分割又は株式併合の比率（注3）} \end{array}$$

また、本件新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社となる場合や、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

「新株予約権を行使することができる期間」

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

「新株予約権の行使の条件」

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、従業員又はグループ子会社取締役、グループ子会

社従業員の地位を失った後も、これを行行使することができる。

ただし、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行行使することができない。

- (1) 取締役、監査役、若しくはグループ子会社取締役を解任され、又は正当な理由なく辞任した場合
 - (2) 従業員又はグループ子会社従業員を解雇された場合
 - (3) 取締役、監査役、従業員又はグループ子会社取締役、グループ子会社従業員が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
 - (4) 取締役、監査役又はグループ子会社取締役の在任期間が〇年に満たず（ただし、取締役及びグループ子会社取締役については任期を一期満了している場合を除く。）、又は割当日から〇か月に満たない場合
 - (5) 退職した従業員又はグループ子会社従業員（管理職を除く。）の在籍期間が〇年に満たず、又は割当日から〇年に満たない場合
 - (6) 退職した従業員又はグループ子会社従業員（管理職）の在籍期間が〇年に満たず、又は割当日から〇年に満たない場合
 - (7) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (8) 新株予約権者が当社所定の書面により本件新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
 - (9) 新株予約権者が死亡した日から〇年以内に相続の手続が行われなかった場合
- ② 前記①（4）から（6）までの在任又は在籍期間の算定については、新株予約権者にグループ会社間の異動（地位の変更）があった場合には、グループ会社の役員又は従業員として在任又は在籍した期間を通算するものとする。
- ③ 本件新株予約権の相続による承継は、当初新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、本件新株予約権を承継することができない。
- 「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合には（株主総会の承認が不要の場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途定める日において、無償で本件新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社取締役会において別途定める日において、本件新株予約権を無償で取得することができる。

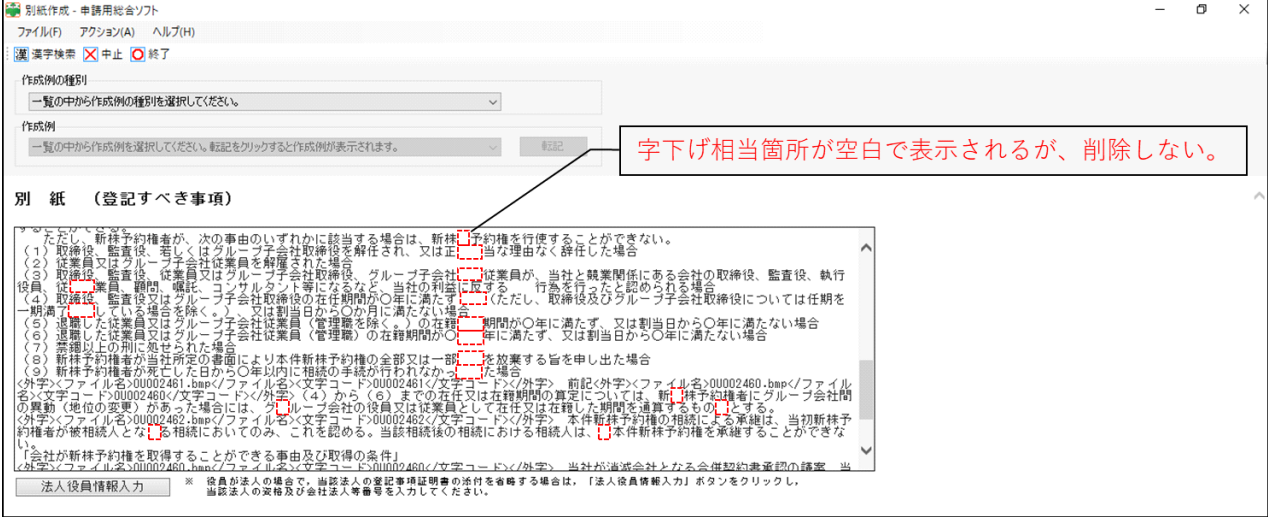
「原因年月日」

令和〇年〇月〇日発行

(注) 1 登記事項証明書等における「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」、「新株予約権の行使の条件」及び「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」の1行当たりの

文字数は、34文字です。(1)、①等の項番の2行目以降に字下げが必要な場合には、適宜空白を挿入してください(上記入力例については、一行当たりの文字数を34字に設定していることから、登記事項証明書等と同等の表示となります。)

なお、上記入力例を利用した場合、法務省が提供する申請用総合ソフトで申請書情報の「別紙(登記すべき事項)」では、一文の途中に字下げ相当分の空白が表示されることとなりますが、当該空白は削除しないでください。



2 新株予約権の行使に際してする出資が金銭のみの場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の記録のみが必要ですが、金銭以外の財産である場合は「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び「金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額」の記録が必要です。

3 算式を記載する場合において、分数の罫線の長さは、1文字を最小単位としてください。

2 J－K I S S型新株予約権を発行した場合（上記1の注1を参照ください。）

「新株予約権の名称」

第〇回 J－K I S S型新株予約権

「新株予約権の数」

〇〇〇個

「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は当会社の普通株式とする。ただし、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式（ただし、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株当たり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。）とする。

本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額（以下に定義される。）の総額を転換価額で除して得られる数とする。ただし、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

（2）転換価額

（a）「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

（x）割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が〇〇〇円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株当たり発行価額に〇．〇を乗じた額

（y）〇〇〇円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当会社の発行済普通株式の総数（ただし、自己株式を除く。）をいう。ただし、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等（ただし、本新株予約権及び転換価額の定めを除き、本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。）については、その時点で全て普通株式に転換され、又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、後記（c）の場合を除き、当会社において発行を決定しいまだ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権の全てが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利をいう。

（b）前記（a）にかかわらず、割当日の〇か月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」の（2）に基づく承認がされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

（c）前記（a）及び（b）にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合における

転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、（i）当会社の資産の全部又は実質的に全部に相当する部分の売却、譲渡その他の処分、（ii）合併、株式交換又は株式移転（ただし、かかる行為の直前における当会社の株式が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することとなる場合を除く。）、（iii）吸収分割又は新設分割（ただし、当会社の事業の全部又は実質的に全部に相当する部分が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することとなる場合を除く。）、（iv）当会社の株式等の譲渡又は移転（ただし、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することとなる場合を除く。）、又は（v）当会社の解散若しくは清算をいう。ただし、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」

新株予約権 1 個当たり〇〇〇円（以下「本新株予約権の発行価額」という。）

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」

各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は〇〇〇円とする。

「新株予約権を行使することができる期間」

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

「新株予約権の行使の条件」

- （1）本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。ただし、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。
- （2）前記 b（1）にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本項において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」

- （1）株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合には、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。

なお、上記の転換対象株式の数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定に従って金銭を交付する。

(2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合には、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

「原因年月日」

令和〇年〇月〇日発行

3 新株予約権付社債を発行した場合（上記1の注1を参照ください。）

「新株予約権の名称」

第〇回新株予約権付社債に付された新株予約権

「新株予約権の数」

〇〇〇個

「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」

普通株式 〇〇〇株

「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」

無償

「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」

〇〇円

「新株予約権を行使することができる期間」

令和〇年〇月〇日まで

「新株予約権の行使の条件」

この新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当会社の税引前利益が〇円以上である場合に行使することができる。

「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」

当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来したときに、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。

「原因年月日」

令和〇年〇月〇日発行

1 オンライン申請やQRコード（二次元バーコード）付き書面申請を活用することによって、申請書を簡単・正確に作成することができますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、こちらのページを御覧ください。

「商業・法人登記のオンライン申請について」

(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)

「QRコード（二次元バーコード）付き書面申請について」

(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html)

2 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt)」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体（CD-R等）の提出について」を御覧ください。

取締役会議事録の例（公開会社において募集事項の決定をする場合）

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。）

取締役会議事録

令和○年○月○日午前○時○分から、当会社本店会議室において、取締役会を開催した。

取締役総数 ○名 監査役総数 ○名

出席取締役 ○名 出席監査役 ○名

以上のとおり全取締役の出席があり、本会は適法に成立したので、代表取締役○○ ○○は議長となり開会を宣言し、議案の審議に入った。

議 案 第○回新株予約権の発行に関する件

議長は当会社の第○回新株予約権を下記により発行をすることを提案したところ、全会一致をもって、下記のとおり可決確定し、午前○時○分、散会した。

決議事項

第○回新株予約権の発行に関する件

- 1 新株予約権の数 ○○個
- 1 新株予約権の目的である株式の数 普通株式○○○株
- 1 新株予約権の払込金額 無償
- 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 ○○円
- 1 新株予約権を行使することができる期間 令和○年○月○日まで
- 1 新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）は、次のとおりとする。

この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき金額との合計額を下回る場合には、行使することができない。

- 1 資本金として計上しない額 1株につき○○円
- 1 新株予約権の行使に際しての払込取扱金融機関 株式会社○○銀行○○支店

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役の全員次に記名押印する。

令和○年○月○日

○○商事株式会社	
出席取締役	○○○○ ⑩
同	○○○○ ⑩
同	○○○○ ⑩
出席監査役	○○○○ ⑩

(株主総会の決議により新株予約権を発行する場合)

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

(注) 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議を要します。

臨時（種類）株主総会議事録

令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当会社の本店において臨時株主総会を開催した。

株主の総数	〇〇名
発行済株式の総数	〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)	
議決権を行使することができる株主の数	〇〇名
議決権を行使することができる株主の議決権の数	〇〇〇〇個
出席株主数（委任状による者を含む。）	〇〇名
出席株主の議決権の数	〇〇〇〇個
出席取締役	〇〇 〇〇（議長兼議事録作成者）
	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、
	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役〇〇 〇〇は議長席につき、本臨時総会は適法に成立したので開会する旨を宣言し、直ちに議事に入った。

議 案 第〇回新株予約権の発行の件

議長は、会社法第238条第1項の規定に基づき、以下の要領により、第〇回新株予約権を下記により発行をすることとしたい旨を詳細に説明し、議場に諮ったところ、満場一致でこれを承認可決した。

第〇回新株予約権の発行に関する件

- 1 新株予約権の数 〇〇個
- 1 新株予約権の目的である株式の数 普通株式〇〇〇株
- 1 新株予約権の払込金額 無償
- 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 〇〇円
- 1 新株予約権を行使することができる期間 令和〇年〇月〇日まで
- 1 新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）は、次のとおりとする。

この新株予約権は、新株予約権の目的である株式の時価がこの新株予約権の発行価額とその行使に際して払込みをすべき金額との合計額を下回る場合には、行使することができない。

- 1 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 〇〇〇〇〇〇
- 1 資本金として計上しない額 1株につき〇〇円
- 1 新株予約権の行使に際しての払込取扱金融機関 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇銀行

以上をもって議事の全部を終了したので、午前〇時〇分、議長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役において、次に記名する。

令和〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社臨時株主総会において

議長	代表取締役	〇〇〇〇
	出席取締役	〇〇〇〇
	同	〇〇〇〇
	同	〇〇〇〇
	同	〇〇〇〇

株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）

（一例です。会社の実情に合わせて作成してください。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(https://housukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「添付書面として株主リストが必要になる場合について」を御覧ください。）

証 明 書

次の対象に関する商業登記規則第61条第2項又は第3項の株主は次のとおりであることを証明する。

対 象	株主総会等又は 総株主の同意等の別	株主総会	(注1)
	上記の年月日	令和○年○月○日	(注2)
	上記のうち議案	全議案	(注3)

	氏名又は名 称 (注4・5)	住所	株式数(株) (注6)	議決権数	議決権数 の割合 (注7)
1	A 田 B 男	○県○市○町○番○号	30	30	30.0%
2	C 田 D 女	○県○市○町○番○号	25	25	25.0%
3	E 田 F 男	○県○市○町○番○号	20	20	20.0%
			合計	75	75.0%
令和○年○月○日 ○○商事株式会社 代表取締役 ○○○○ (注9)			総議決権数	100	(注8)

- (注) 1 株主総会、種類株主総会、株主全員の同意、種類株主全員の同意のいずれかを記載してください。種類株主総会等の場合は、対象となる種類株式も記載してください。
- 2 株主総会等の年月日を記載してください。
- 3 全議案又は対象となる議案を記載してください。総株主等の同意を要する場合は、記載不要です。
- 4 自己株式等の議決権を有しない株式は記載しません。ただし、議決権を有していれば、株主総会に出席しなかった株主や議決権を行使しなかった株主も記載してください。
- 5 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合が高い順に記載します。記載を要する株主の数は、
- ① 議決権の割合の合計が、3分の2に達するまで
 - ② 10位に達するまで
- のいずれか少ない人数の株主を記載してください。
- なお、同順位の株主が複数いることなどにより②の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください（例：同順位1位の方が20名いる場合は20名全員を記載します。次の方は21位ですので、当該記載で10位に達したこととなります。）。
- 6 種類株式発行会社については、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の名称は、登記された名称を記載してください。
- 7 株主全員の同意・種類株主全員の同意の場合には、議決権数の割合の欄の記載は不要です。
- 8 総議決権数にも、自己株式等の議決権を有しない株式は加算しないでください。
- 9 証明書は、登記申請人（会社の代表者）名義で作成してください（ただし、組織再編の登記の場合には、例外もあります。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。）。

新株予約権の引受けの申込みを証する書面

第〇回募集新株予約権申込証

1 〇〇商事株式会社第〇回募集新株予約権 〇個

貴社の定款及び募集要項並びに本証の諸事項承認の上、募集新株予約権を引き受けたく、ここに上記のとおり申込みいたします。

1 申込拠出金は、割当てを受けた募集新株予約権に対する払込金に振り替えて充当されても異議がないこと。

2 割当ての結果、申し込んだ募集新株予約権の全部又は一部を引き受けられないときでも、申込証拠金に対する利息又は損害金等は一切請求することができないこと。

なお、この場合における当該申込証拠金の返還の時期及び方法については、会社において適宜取り扱われて差し支えないこと。

3 募集新株予約権の発行価額の払込期日までに割当てを受けた募集新株予約権に対する全額の払込みをしないときは、上記の申込証拠金を没収されても異議がないこと。

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〇〇商事株式会社 御中

委任状の例

委 任 状

私は、〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇をもって代理人と定め、以下の権限を委任します。

- 1 令和〇年〇月〇日に発行決議をした第〇回新株予約権の登記を申請をする一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件 (注1)

令和〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印 (注2)

- (注) 1 原本還付の請求をする場合に記載します。
2 代表取締役が登記所に提出している印鑑を押してください。